

畜産環境対策にかかる北海道の施策と今後の方向性について

小田 孝美

北海道農政部酪農畜産課環境飼料グループ 札幌市中央区北3条西1丁目 〒060-8588

1. 「家畜排せつ物法」制定の背景等について

畜産の生産活動から生み出される家畜のふん尿は、本来、土づくり、草づくりに欠かせない資源であり、かつて、家畜の導入を奨励した開拓の歴史にもあるように、本道においても、食料を生産する物質循環の中で重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、畜産経営の大規模化や、高齢化などを背景に、家畜ふん尿の円滑な利用が困難となり、一部の経営では「野積み」や「素堀貯留」などの不適切な管理が見受けられる状況となった。

こうした不適切な管理は、河川や地下水への流失・浸透により、クリプトスポリジウムや硝酸性窒素による水質汚染を招く恐れがあり、また、悪臭など地域の生活環境を大きく損なうものとなる。

環境問題に対する国民の意識が高まる中、畜産業においても、環境汚染を伴う経済活動は許されず、家畜ふん尿の管理の適正化を図ることが社会的な要請であった。

また、畜産経営の持続的な発展に資するためにも、貴重な有機質資源としての有効利用の一層の推進を図ることが重要な課題となっていた。

こうした状況を背景に「管理の適正化」と「利用の促進」という2つの大きな柱から成り立つ「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」いわゆる「家畜排せつ物法」が平成11年11月に施行された。

「家畜排せつ物法」では、施設整備に要する期間が考慮され、管理基準の一部について5年間の適用猶予期間が設けられた経過にあるが、今般、この期間が終了し、16年11月1日からは、一定規模以上の畜産農家に対し、家畜ふん尿の管理施設の

設置と、この施設におけるふん尿の適正管理が義務づけられたところである。

「家畜排せつ物法」の管理基準(施設の構造に関する基準)

○ふんの処理・保管施設は、床をコンクリートその他の不浸透資材で築造し、適当な覆い及び側壁を有するものとする。

○尿やスラリーの処理・保管施設は、コンクリートその他の不浸透性資材で築造した構造の貯留槽とすること。

2. 施設整備の推進に向けた道の対応等について

道では、管理基準の適用が猶予された期限内に、該当する道内全ての畜産農家において、必要な環境対策が完了するよう、12年に「北海道家畜排せつ物利用促進計画」を策定するとともに、農業農村整備事業や畜産環境整備リース事業に対し上乗せ助成を行い、計画的な整備を推進してきた。

あわせて、道・支庁・市町村の各段階に設置された「畜産環境整備緊急指導チーム」により、農家個々を対象にした点検や指導を通じた、自己対応や応急対応による整備の推進を図ってきた。

16年10月末時点の整備状況について、市町村を通じて調査した結果、管理基準が適用されると見込まれる11,004戸のうち、既に応急対応を含め整備が完了した戸数は8,550戸で全体の77.7%となっているが、このほかに着工中の戸数が約2,300戸あり、これらを含めた整備率は98.5%となっている。

なお、整備完了あるいは着工中の農家の中には、事業予算の措置状況から恒久的施設整備が完了せず、16年度にシートなどを使った応急的な施設で

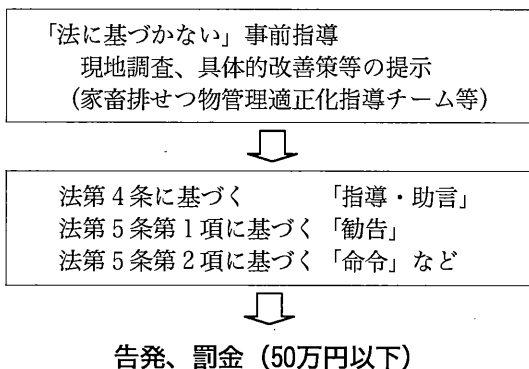
環境対応を図った農家が約1,750戸あるため、これらの農家が事業を活用し必要な整備を実施できるよう、道としては、17年度以降における畜産環境整備リース事業の実施等を国に強く要望している。

3. 「家畜排せつ物法」の管理基準適用後の対応等について

管理基準が適用される平成16年11月1日以降に、家畜ふん尿の野積みや素掘貯留などの不適切な管理が行われている場合、法律では、管理の適正化を促すため、都道府県知事が勧告や命令などを行うことができることとされている。

道としては、生産者の自主的な対応により改善が図られることが、法の趣旨を勘案した上で重要であるため、いきなり罰則ではなく、対応策を具体的に提示し改善を支援するなどの十分な手順を取ったのち、更に必要な場合に限って、法に基づく行政指導等を実施することを基本としている。

不適正な管理が行われている場合の対応概要



4. 家畜ふん尿の利活用推進等について

これまでの畜産畜環境対策では、管理の適正化を図るための施設整備を最優先事項とし、取組みが進められてきた一面がある。

しかし、施設整備が完了したとしても、急速な規模拡大に伴い散布する農地が不足しふん尿の処理と利用が均衡しない場合や、労働力不足によりふん尿の管理や利用が適切に行われていない場合などもあり、家畜ふん尿の適切な利用が伴わなければ、畜産環境問題の根本的な解決が図られない

ということを十分に認識する必要がある。

本道は、耕種部門を含めると約120万ヘクタールもの恵まれた土地資源を有しており、家畜ふん尿を資源として有効に活用できる基盤を持っている。

こうした特性を十分に生かし、ふん尿に余剰が生じる経営から利用可能な経営への移動による畜産農家間の連携や、高品質堆肥の生産による耕種農家での利用促進などを図り、貴重な有機質資源である家畜ふん尿を、環境への負荷を必要最小限に抑えるなか、地域全体でより有効に循環利用することで、課題を解決していかなければならない。

このため、道としては、利活用に必要となる施設整備や地域の取組みを推進するため、各種事業等により引き続き支援するとともに、行政・普及・試験場が連携し、これまでに開発された家畜ふん尿の処理や利用にかかる技術の普及を図ることとしている。更に、試験研究部門では、新たな課題を設定し、環境負荷の低減技術の開発等にも取り組んでいるところである。

○「家畜ふん尿循環利用システム開発事業」(平成11～15年度)

低コスト家畜ふん尿処理施設や、環境汚染防止技術の開発及び、家畜ふん尿を肥料として活用するための施肥方法の体系化など

○「環境保全型家畜ふん尿循環利用システム実証事業」(平成16～18年度)

畜産環境リスク管理指針の策定と環境負荷軽減技術の開発及び家畜ふん尿還元可能農地面積に基づく飼養可能頭数算定法の確立など

5. おわりに

施設整備が完了したからといって、畜産環境対策が終了するわけではなく、平成16年11月1日が、家畜ふん尿の利用促進等に向けた新たなスタートとなるという認識に立ち、道としても、生産者や関係者との一体的な取組みを推進し、畜産環境対策の一層の強化を図ってまいりたい。